

新入生・在学生の皆様へ

尚美学園大学
学生課

令和 7 年度からの「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」及び 「日本学生支援機構給付奨学金及び高等教育の修学支援新制度の学業要件の変更」について

令和 7 年度より、多子世帯(扶養する子どもが 3 人以上いる世帯)の学生に対して、大学の授業料及び入学料を国が定める一定の額まで所得制限なく無償化する制度が予定されています。

授業料等減免を受けるためには、定められた期間内に申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。自動的に減免される制度ではありませんのでご注意ください。

なお、具体的な申請方法等の詳細について、現時点では発表がされておりません。発表され次第、随時大学ホームページにてお知らせいたします。新入生・在学生問わず、個別にお問い合わせいただいてもご案内できる情報がないので、ご了承ください。

【開始時期】

令和 7 年度春の「在学採用」から

(新入生・在学生が対象となります。)

※令和 7 年度の「予約採用」の奨学生採用候補者決定通知において、多子世帯の要件に該当することが確認できた方は、その旨が明記されています。多子世帯としての支援を受けられる可能性がありますので、詳細は同通知書裏面に記載の「(給付または貸与)奨学生採用候補者のしおり」の該当ページを参照してください。

※現在、高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)を受給している在学生については、2025 年 1 月以降を目途に日本学生支援機構において、多子世帯支援を利用可能か確定する予定です。大学を通じて本件に関する案内等が行われる場合もありますので、大学のメールにて連絡します。

【減額支援】

授業料 70 万円(年額)・入学金相当分

私立大学の場合、年間の授業料減免額は最大 70 万円が限度となるため、**完全に授業料が無償化される制度ではありませんのでご注意ください。**

※入学金は新入生のみ対象となります。

【所得制限】

所得制限なし

【支援対象】

多子世帯(扶養している子供が3人以上)

多子世帯の判定は、日本学生支援機構がマイナンバーを通じて判定を行います。大学側では多子世帯の要件を満たすか判定はできません。要件に当てはまるか確認したい場合は、申請を行い、結果をお待ちください。

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			 支援対象外
大学生	 支援対象	 支援対象	 支援対象外
高校生以下	 		

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に
※現行制度における世帯年収に応じた
支援は受けられる可能性があります。

【申請手続きについて】

授業料減免を受けるためには、定められた期間内に申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。自動的に減免される制度ではありませんのでご注意ください。

【学業要件について】

支援継続のためには、学業成績の要件を満たす必要があります。

大学等への進学後、学生の十分な学修状況を見極める観点から、学修意欲とともに、学習成果についても一定の要件(学業要件)を設けています。**令和6年度以前から在学している学生等も含めて、令和7年度から新たな学業要件を適用します。**詳細は以下をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf

ご参考:現在、文部科学省が公開している情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

令和7年度～(入学生・在学生)
※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

子ども**3**人以上の世帯

授業料**70**万・入学金**26**万
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)
※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は

チェック ☒

◆ 子ども3人以上の世帯が対象

第3子 (中学生) 第2子 (高校生) 第1子 (大学生)

- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は

令和7年度**入学後**各学校で

所得制限 **なし**

大学・短大・高専・専門学校が対象

要件を満たした
大学・短大・高専・専門学校が対象

一定の**要件を満たした学校**(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が**対象**となります。

対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の**対象**となる学校は

問い合わせ先 尚美学園大学 学生課

電話番号:049-246-2127

Mail:gakusei-ml@s.shobi-u.ac.jp